

国勢調査あれこれ

なぜ国勢調査に10月1日がえられたか

今年の10月1日に第10回目の国勢調査が行なわれることになった。日本では毎回10月1で行なわれているが、国勢調査の実施期日は諸外国ではまちまちで国際的には統一されていない。手許資料により調べてみると、調査実施月は3月14ヶ国、12月13ヶ国、9～10月12ヶ国、5～6月9ヶ国その他月10ヶ国となつておる。1年を4区分した月に集中していることが目立つている。

なぜ、日本では10月1日に国勢調査を行なうことになったか、その理由を知るために、古い資料をあさつたので、紹介する。

大正9年の国勢調査は、多年の念願がとおり大正7年寺内内閣のとき国勢調査評議会が設置され種々調査の準備が進められた。その席上柳沢特別委員長（保惠伯爵、国勢調査実施に尽力した貴族院議員）は国勢調査の時期について次のように説明している。（国勢調査評議会P85）「時期については大正9年の10月1日になつている。これについてはむろん永久に10月1日ということに確定しなければならないということはない。しかしながら今日のところでは10月1日ということは最も好ましい時期と考えられるのである。即ち1年の4分の3を経過した時期でもあるし、なおこの10月というものが1年中において種々考究の結果、日本において最もさしわりのない月であつて、月初めの特に諸事好都合と考えられるので10月1日と定めた。また台湾およびその他の地方民勢調査の場合にも主に秋期を使つている。日本のように種々気候の変化の多い国でもまずこの月にすれば差支えないというような考えで10月1日にきめたということでありました。」（以上有沢広己著統計学要論上）

当時国勢調査の企画に参画した二階堂保則統計官は、その事情を次のようにのべている。（二階堂著統計学綱要）「大正9年は西暦の1920年に当る。世紀センサス運動の趣旨により、この年に行なうことにしたのは世界的比較の十全を期する考えからであります。

次に10月1日であるが、これは慎重に考究のうえ決められたので、先ず最もきまりよい時といえ、1月1日とか12月31日とかいう時であるけれども、日本は他の諸国と習慣を異にし、元旦や大晦日は人の最も多忙を極める時であつたり、若しくは各家庭で屠蘇を祝つて歓楽にふける時であるから、適當の時期ではなく。さらにこの前後は数日又は十数日にわたつて官公庁署は執務を休止するから、もとより他国とその例を異にし、これを調査日として取るべきとは思われない。また冬期は国の一部は雪中に在つて調査員の行動に不便を免れないから、これも調査としては宜しくない。そうかといつて春先には、人心浮き立つうえに、輻し農閑なるため、ここ、そこと出歩く人が多い即ち人口の移動の頻繁であることが、調査を困難にし且つ常態を失わしめるおそれがある。5、6月頃は梅雨期であるから、日々霖雨のため調査員の行動に不便であるばかりでなく、時に洪水等の襲来することもあつて調査上の好季とは言われぬ。7、8月になれば酷暑のため国の西南部は日中の行動に耐えかねることも多い。殊に8月の中旬から9月は例の荒れ時で梅雨期以上に不安な日がつづく、10月から早い地方は収穫期に入りますが、11月はその最中であつて、農繁最も著しい時である。このように詮じて来ると先づ10月1日が最も好時期であるらしく、輕寒輕暖でよい季節でもあるし、従來の例に照らし余り選挙などもない時で役所、役場は比較的閑まだとのこともあつて各地に旅行中の人々も、農繁期に入るので多くは帰村して居るであろうし、即ちこの日が選定されることになつた。あたかも1年の4分の3を経過した時というので、幾らか定まりもよく、年末にも近いという利益もあつた。」

前人口問題研究所長の岡崎博士は、国勢調査で次のようにのべている。（P108～111）

「国勢調査の調査日を選定するに当たつて、その絶対的条件をなすものは、人口移動の最も多忙な時期である。人口移動の激しい時期においては

自己の住居地を離れるものが多く、従つて調査地における男女の構成、年齢構成、職業構成等の諸特質は甚だしく攪乱される危険がある。人口動態の最も少い時期は、普通、夏期よりも冬期である。そして理論的立場から言うならば、この調査日は、冬期の中でも、暦年の最終日を選定することが便宜である。何故ならば、人口動態（婚姻、出生、死亡等）に関する統計は、多くの場合、年末を区切りとして作製されているから、国勢調査の結果と比較対照するには極めて便宜である。しかし、かかる年末は、普通、人口移動の最も甚だしい時期である。また地方によつては、冬期の厳寒中に調査を実施することについては一つの不利益がある。即ちかかる厳寒においては天候の関係上調査員が十分なる活動の出来ない危険が多いのである。

調査日の選定については、なお、もう一つの要件が存在している。それは人口の移動が最も少いとともに、人口の経済活動が最も盛んな事である。然るに人口移動の最も少い時期は大体におい

て、冬期であるに反して、人口の経済的活動の最も盛んな時期は大体に於て、夏期であると考えられているから、ここに矛盾が生ずるのである。しかし、夏期には人口は静止的でないが、これは住居人口を調査することによつて、ある程度までこの不都合を修正することができると信ぜられるのである。

要するに、一定の調査期日を一般的に決定することは、選定根拠の多様性から、全く不可能である。それ故に調査日の選定は、各国とも自国の特殊な理由に基き全く個別的に決定しているのである。我が国が10月1日を調査日として選定するについては、調査の困難なる酷暑酷暑の季節を避けまた人口移動の激しい時期を避けたばかりでなく、更に人口の経済的活動の極端に失する農繁期又は職業一般は閑散なる冬期を避けたものであるといわれていて、国勢調査の調査日としては、この10月1日は、大体において適當であると言わなければならない。（参考文献 松田泰二郎著国勢調査、国勢院講習会講義録）

第 1 回国勢調査の思い出

いよいよ10月1日には、第10回目の国勢調査がはじまる。

国勢調査は国の定期健康診断にたとえられている。昭和35年から5年間の間に社会の構造にどのような変化がおきたかをみる精密なカルテが作られる。「今秋初の一大事」とは第一回国勢調査の意であるが、その意味では45年前も今も変わりはない。国勢調査の意義は国の政治行政の基本統計資料をつくることである。

森先生は第1回国勢調査の企画から今日までまた国勢調査に関係している。森先生の人生は国勢調査とともに生きてきた。以前に第1回国勢調査当時のことを感概ふかく語つたことをお知ろせたい。

天盃の下賜

戦前には毎年秋には陸軍特別大演習が行なわれることになつてきた。大演習の行なわれる県の知事には、行幸を記念して天盃（てんぱい）の賞があつた。宮内省では市町村から報告のあつ

た数だけもつて行くと、いつもあまつてしまう。戸籍の面では生きていても実際には死んでいたのでですね。こんなことでは恐れ多いと国勢調査をやつて人口をはつきりさせるといふのも国勢調査実施の原動力となつています。大正7年12月31日の戸籍調査では、総人口56,80万人となつていたのに、2年後、大正9年の国勢調査の結果の人口は55,96万人で、それまで84万人ものユウレイ人口がいたことを明らかにし、国勢調査の大切なこと天下に認識させることができました。

知事の申告書記入

ゆかいだつたのは、調査の前にあつた地方長官会議（今の知事会議）で、知事に申告書をくばつて記入のテストをしました。それを私たち（森先生26才の頃）が採点したのです。若いものに落第点をつけられ、知事さん大クサリ、大分薬がきいて、これは大変と県民に大いに宣伝してくれました。

予算と宣伝

当時は軍部の勢力がつよく、予算をとるにも軍部の鼻息をうかがはれないと思うようにならなかつた。大正7年に手塚統計局長が陸軍参謀次官の田中義一にかけあつて、予算270余万円を獲得した。いまの金にすればどの位になるか巨大な予算である。それで金に糸目をつけずに大宣伝を行なつた。それに政府の力のいれかたも徹底して10月1日前後においては、人の集りを禁ずるという内務大臣の通達も出され、民間でも調査の便宜のため、祭礼も結婚式もとりやめになつたという。

内閣の二字

私のやうな若いもの(当28才)が名刺に内閣統計官という名刺をもつて行くと、地方では大変なものでした。北海道に宣伝講演に行つたとき、宿屋の主人は内閣の二字に大変敬服して、きごうを

お祭りさわぎ

大正9年の夏もすぎたころ、次のような歌が市から町、町から村へと流れた。

♪文明(ひら)けた此の世に国民の総数(かず)さえ知れぬ者あわれさよ、深き遺憾は国勢調査となりて現れぬ、きたる10月1日の午前0時にいやしくもわが帝国に住いする一人もらさず調ぶなり。♪

かすりの着物や学生服の小学生は旗を打ちふり歩く行列もみられた。いま60才の人達にはその当時のことがあざやかに残っている。

統計局は、はじめての国勢調査がどのようなものか、いかに大切なものかを身近に知らせるため各県から宣伝歌、川柳、一口ばなしなどを懸賞募集した。前の歌もその一つであつた。

大正9年8月13日の報知新聞に次のような記事がある。

♪すつかりのみこませた国調宣伝、くだけたたといにじいさんばあさん達までお説教なみにありがたがる。♪

♪申告の種は善政の花、いよいよ国調宣伝の一

依頼されたので仕方なく、よく遊べよく学べと書いていたんです。20年あまり後その宿屋に行つたところ額になつているのに驚きました。

調査員の任命

調査員は今ではなり手がなかなかないが、当時は何しろ内閣総理大臣が任命するというので土地の有力者が競争でなりたがつたものです。それ調査員には記念章がもらえるので、これを勲章のかわりにつけて得意になつていた人もあります。

申告書の作成

第1回ほど努力を重ねた調査はありませんでした。申告書をつくるにしても、何回も新聞記者らみてもらつて、わかりよい説明にしました。この調査で日本の実数が初めてつかまつたわけです。何事も最初によくやれば終りまでよく行くものです。

座乗り込む♪(8月17日山陰新聞)等当時の新聞は大見出しで宣伝した。

東京では9月13日には、フランス、イタリア、英国から購入した新鋭陸写機が東京上空から宣傳ビラ数万枚をまいたり、宙返り、逆転、横転などの曲技に市民をよろこばせた。

日比谷公園では東京日日新聞(毎日新聞の前)主催の宣伝活動大写真大会が行なわれ、各地で提灯行列、旗行列、花電車が町をねり、日本全国勢調査一色に塗りつぶされた。

実地調査

いよいよ、大正9年1月1日午前0時には全一斉に寺やお宮のカネやタイコが鳴り初め、各かまいた調査員は紋付羽織袴や一帳らの洋服をかため調査をはじめた。この時の調査員は全で26万人。カネやタイコの音に目を覚しあわて申告書に向つたという笑い話もある。午前0時入ということが、国民に疑問なしにしみわたった。

戦前までの国勢調査は現地主義であつたので旅行をしたり、夜ふかしをしないようにとの

とも出た。遊郭でもこの日ばかりは漂客がなく閑散だったといわれる。

主井荷風先生の断腹亭日記の大正9年9月30日のところには、「この夜区役所の吏、国勢調査と称して深更人家の戸をたたき、人員を調査せしめよう」とある。荷風はその夜吉原か玉の井に遊ん

でいたという者もあり、事実とすれば荷風先生も深夜の珍客におどろかされたことであろう。

いつの国勢調査でも調査員を困らせるのは、浮浪者やコジキであろう。東京では深夜浅草公園のタマリ場で45万人の浮浪者が発見されたという。

日 本 の 人 口 調 査

1 古代の人口調査

わが国における古代の人口調査は、課税および徴兵の目的で行なわれたことは、古代ローマの人口調査とほぼ同一である。

西暦紀前86年、日本紀元575年の10代崇神天皇元年春3月に宜認によつて、戸口調査が行なわれた。これは史実にあらわれた最初の調査として知られている。その時の詔には「斯の時に更に人民を安んず、長幼の次弟および課役の前後を知らしむべし」とのべられていることから、調査は、男女、年齢別に行なわれ、調査の目的は徴税にあつたことは明かである。

崇神朝以前においても、国造、郡造、県主などが各国におかれ統治していたことは記録に明かであるし、統治のためにこれらのものが個別的に人口調査を行なつたことも想像されるが、記録は残っていない。

崇神朝以後は、国家の体制もほぼかたまり、戸口調査も普及していつたことは、次の事からも推察できる。現在の中国、朝鮮から渡来した帰化人の調査が行なわれたようである。「雄略天皇詔して」秦氏および漢氏の蕃民を括出して、その伴造を定め、秦氏およそ92部あり、その人口を算するに1万8千6百70とあり、また「欽明天皇の御代に倭國諸蕃の帰化せし者を地方の国郡に住ましめ、其の戸籍を編貫せしめしが秦民に属する者合せて7千500余戸」あつたと記録されている。

推古天皇18年（西暦610年、日本紀元270年）に行なわれた人口調査では、人口4,988,842人、内男2,994,018人女2,994,824人あつたといわれている。この記録でみると、女が100万人も多いことになっており、調査の信頼性については疑問がある。案ずるに、男子には徴兵、朝廷国府の労役の

荷酷のための忌避がこの調査の結果に現われているのではないだろうか。

35代孝徳天皇が即位したのは、西暦645年、日本紀1305年であり、35代皇極天皇6月14日讓位、皇弟輕皇子即位、6月19日初めて年号を大化と称した。大詔を発して大化改新を断行された。大化新政は、貴族および社寺の私有の土地および人民をすべて没収して、王土公民に編入し、諸国の官制をあらため、国造、稲置等を廃し、国司、郡司の官をおき、交通の便をはかるため駅馬、伝馬の制を設けたりして、中央集権の制度をはじめに確立した。また、条理制の採用によつて、土地を区画し、各戸に区画した土地を国分田として給した。いわゆる班田制といわれるものである。この制度を実施するためには、戸口を完全に掌握することが必要であるため戸口調査が行なわれた。

日本の班田制は、古代中国で周時代に完備した井田法を模倣したものであり、古代における人口調査は、新しい土地制度を確立するために行なわれたものである。大化改新の田制は日本の田制の基礎をなすもので、西暦10世紀の初めまで続いた。

大宝の田令によると、公民は生まれて6才になれば、最近の班年（6年に1度）をまつて600坪（女は400坪）の国分田が与えられた。更に奴婢に対しても、原則として奴は3分の1、婢は女子の3分の2の国分田が与えられた。これらの国分田は、6年1班といわれているけれども、6年目ごとに班給地が再配分されたものではなく、支給された土地は当人の死亡まで他に班給されることはなかつた。耕作権は安定していたといわれている。

大宝の戸令に「風戸籍6年一造、起11月上旬依式勘造、里別為卷、惣写三通、其縫皆注国其国其

郡其里其年籍 5月30日内訖，二通申送大政官一通留国，所須紙筆等調度皆出当戸国司勘量所須多臨時斟酌不得侵百姓，其籍至官即先納後勘，若有増減穩没不同随状下推，国承錯矢即省籍具注事由，国亦注帳籍……」（以下略）のような記述がある。この規定を要約すると，班田制の下における戸口調査は，6年に1回行ない，11月上旬から一定の様式によつて調査する。調査の結果は村毎に一冊に綴り，写三通をつくり，写三通には何国何郡何村何年の戸籍であるかをかくこと，翌年5月末までに調査を完了し，写二通は政府に提出し（大政官に）写一通は国府に保存する。紙筆等調査する費用は一切は村負担，調査が終つたならば至急政府に提出しその後種々検討を加え，人口に増減等の理由があつたならば，戸籍にその旨を注しておくこと。調査費用は自己負担内容の説明はいたれりつくせり，人民たちのとまどいの有様がしのばれる。

調査項目は，年令を男女別，年令階級区分「黄（3才以下）少（16才以下）中（中20才以下），丁（21～60才），老（61才以上）および耆（66才以上）に区分した」し，不具者を殘疾，癈疾，篤疾の三種類に区分している。

大宝2年（西暦702年，日本紀元1362年）の記録には，全国諸郡総計は3,772郷，414駅，883,329課丁という記録がある。大宝令では，一戸とは，一家の宗家で租庸調（地租および貢役）の義務をはたす資格があり，かつてその負担にも堪え，戸主としての責任を遂行し得る公民が上記の人数あつたとのことである。一家は各所に分居しているものは分家でこれを戸族と称し，各宗家の戸主をもつて一つの戸籍としたものである。また家人奴婢はたとえ一家をもつていても皆主家にれい属するものとされていた。

この班田制は，奈良時代（8世紀）には，なお存続したが，平安時には6年一班は実行不可能となつた。国分田発足当時から班給は自分の高下により不均衡があり，貴族など最高80町歩も給与せられるもあり，他にも特権保有地も拡大される傾向があつた。限られた田積のうち，残りのものは劣悪地が多く，租庸調その他の人民の負担は荷重をきわめ，流民続出し，最初の理想とは反する結果が続出した。班田制における人口調査は，租税課役の資料としてばかりではなく，一方には徴兵

の資料としての目的をも有していたことは明かである。41代持統天皇の代には，男丁を4分し，その一を兵としたという記録もあり，大宝令の写編成には，正丁3分の1を兵とし，59才にいかるまでを予備写に編入したという記録もある。

班田制の崩壊とともに人口調査も亦，その姿をけすことになつた。

古代における人口調査の史実にあらわれたものを記せば，次のとおり

崇神天皇		12年	西紀前86年
允恭天皇		4年	西紀 415年
雄略天皇		15年	西紀 471年
欽明天皇		4年	西紀 543年
推古天皇		18年	西紀 610年
		32年	西紀 624年
孝徳天皇	大化	元年	西紀 645年
	白雉	2年	西紀 651年
天智天皇		3年	西紀 664年
持統天皇	朱鳥	3年	西紀 679年
文武天皇	大宝	2年	西紀 702年
元明天皇	和銅	元年	西紀 708年
	和銅	7年	西紀 714年
元正天皇	養老	5年	西紀 721年
聖武天皇	神亀	3年	西紀 726年
	天平	4年	西紀 732年
	天平	10年	西紀 738年
	天平	16年	西紀 744年
孝謙天皇	天平勝宝	2年	西紀 750年
	天平宝宇	2年	西紀 757年
淳仁天皇	天平宝宇	8年	西紀 764年
光二天皇	宝亀	元年	西紀 770年
	宝亀	7年	西紀 776年
桓武天皇	延暦	元年	西紀 782年
	延暦	7年	西紀 788年

の25回が記録されている。

2 中世の人口調査

10世紀に入ると，わが国の人口調査は全く変わらず，西欧諸国とも同様に，暗黒時代に入つてしまう。

勝海舟は，その著「吹鹿録」で中世の事情をのよりのべている。

「人口の如きも戸籍の制あり，調庸の法あり。えを精密に調査せし事疑うべからずといえども

徴するに足るものなし、近世戦争の世となしより、邦内粉乱を極め終に一国の人員も知るべからざるに至る。而して軍人は其数を秘して隣国に知らしめず、足れ軍略の要に出でて、各其衆を称して敵国を恐怖せしめ、其猛威を張るによる。此弊や泰平の時に至りても改めず、軍役の制ありといえども、其藩士の人員を秘せざるものなり。然りといえども其国田圃の広狭城下の形勢を調査すれば、おのづから其の人数は知らすべきなり。

案ずるに近古以来全国軍人所謂武士の数大凡そ数万に過ぎざるべし、而して国民の人数に及びては享保の調査最も適実にして、後征となすに足れり」と。

延喜時代以降には、土地制度として荘園制度が確立した。班田制時代にも、貴族や社寺等が広大な私有地をもつていたことは、大化改新の公地公作主義は制度上は一応否定しながらも温存していたことを意味している。温存された土地がいわゆる荘園で、これが三世一身法（44代元正天皇養老元年—西紀723年）、45代聖武天皇神亀15年（西紀737年）に開墾田の私有を認めた永世私有令以後は、荘園所有者は多くの奴婢および逃亡農民を従え領地内の開墾地を拡大したので、60代醍醐天皇延喜2年（西紀902年）に勅旨により開田竝院宮および五位以上の者の百姓より田地舎宅を買収し開墾荒田を占有するを停止された。しかし、その禁令も効果はあがらず、特に鎌倉時代に入り、源頼朝は文治元年（西紀1185年）11月全国に守護地頭職を置き、荘園の管理人として租税の徴収、警備、裁判等を一手に掌握するにいたつた。この時代にも公領も荘園と併立していたが、もはや大化の理想であつた統一的な土地制度はみられなくなり、土地制度の上存在した人口調査はその実施の基盤を失うことになつた。職業的武士の指頭は兵制の必要性を失い、ここにも人口調査の必要は消滅した。

その後、豊臣秀吉の全国統一後の荘園制度は、領主の領国（私有地）と変化していつた。秀吉の文録検地に代表される検地によつて崩壊したといえる。また、この間は戦乱相つぎ、領主は兵制に忙殺され、人口調査はもちろん戸籍の編成まで手がまわらず、全国的人口調査は殆んど1,000年の長い間行われず、人口史の空白時代がつつい

たのである。

3 近世の人口調査

人別改と宗門改

徳川時代に入つて、当時の人口状態を多少とも解明できる全国的の、あるいは地方的の人口統計に接することに出来るようになった。現在の戸籍制度にも相当する「人別改」の制度や「完門改」の制度は徳川初期より実施され初めた。これらにもとづいて宗門改帳人別帳が編成された。これらが1村毎に集計され、さらに一領域一國、又全国の総人口が集計された。このほかに五人組帳、村鑑又は村明細帳があつたので、村別の戸口は知ることができが、これ等は宗門改帳や人別帳をもとに作られた第二次統計で記述は簡単である。宗門人別帳や人別帳は、一般は静態調査であり、一年間の動態を示す、出入差引増減帳あるいは人別増減帳などと呼ばれるものが前記の宗門改帳や人別帳とともに、支配役所に提出された。

これらの制度は、地方により、時代によつて、内容や調査方法などは多少異つている。徳川幕府は、諸制度の大綱を定めたので、細目については各藩にまたがるが多かつたからである。この二つは発生は別々であつたが、後には混同兼用されて、その区別はつかなくなつた。

宗門改

宗門改制度の起源は判然とのないが、長崎においては「元和2年（西紀1616年）初めて宗門人別帳を製し、以つて天主教徒を搜索すとあり、8月8日天主教の禁制を令すとの文書もあり、キリスト教の広く根強く信仰された長崎地方を始め多数居住している地方に限定して行なわれ初めたと思われる。寛永12年（西紀1635年）9月の布令には「伴天連ならびにキリシタン宗旨の儀、以前よりご禁制なりといえども、今に至るまで断絶なき様聞しめされ間、いよいよ領内ならびに家中を必ず改め、キリシタン宗門の者あらば、捕え置き言上すべし、自分はもちろん、組中与力奉行同心以下の者にまで通知するよう執役一同御白書院において、將軍の考えを年寄中より申渡された。」とある。肥前大村藩では明暦4年（西紀1658年）から実行し、幕府禁令の出た寛文12年までは年2回行つている。全国制度として行なわれたのは、島原

の乱（寛永14年）以後のことであろう。地方凡例録によると「是は御料私領とも村々毎年宗旨改…寺証文面々取置き旨、書付を以て相とどける也」とあるのをみても、全国制度として行なわれたことがうかがわれる。

また、宗門改めと同様の目的で「氏子改」制度もあり、寺院に代り神社を以てしたもの岡山藩、水戸藩において、行なわれまた行なをうとした形跡がある。

人別改

人別改は、宗門改とは異なる戸口調査である。普通は村役人が各戸を歴訪調査し、その結果を綴ったもので、性質は多少ちがうが、一種の戸籍簿であつた。これによつて領主は、領内の人口の多少、増減についてあるいは領民の生活状態を知り軍役、徴税の資料又は施政の参考とした。人別改の起源は判りにくい、徳川以前から行なわれた。豊臣秀吉は朝鮮征伐に必要な軍夫、水夫を徴発するために、諸侯に戸口調査を行なうことを命じている。徳川時代に入つても細川藩は元和八年（西紀1622年）に豊前小倉、寛永10年（1633年）熊本において調査を行ない、阿波徳島の蜂須賀藩は明暦寛文以降に、大村藩は寛永9年に行なつている。徳川幕府も寛永20年以後支配地の人別を調査した。徳川吉宗は享保17年（1731年）に諸藩に対し享保以前の人口調査の結果を求めたところ、ほぼ提出されておるのをみても、推察される。しかしながら、上の例の如く、臨時的、地方的調査であり、全国的に強制されたものではなかつた。定期的に人別改が行なわれたのは、宗門改の徹底化を求められた寛文年間以後のことであろう。これが制度として全国的にかつ定期に行なわれたのは、吉宗が全国調査を初めた享保6年以後とみるべきであろう。（享保人口調査は、享保11年を初めとする説もある。）

享保以後の人口調査

徳川時代における全国人口調査は、八代将軍吉宗の時代の享保6年（西暦1721年）に始めて実施された。この調査の目的により如何なる方針方法のもとに実施されたかは明確でない。伝えるところ、吉宗が将軍職に就いて（享保元年）間もなく老中等を招いて諸国の収納高および府庫の金米の現在高を聞えたところ、ひとりも答えるものがな

く、吉宗をして苦笑せしめた。英邁なる彼は幕府および諸藩の財政窮乏を打開するた貢租の増徴策を考え、土地の再測量を決心させ、人口と土地とは税の上でも、実生活の上でも、不離の關係にあつたから、土地を知るとともに人口の状態を知らんと欲したものと思われる。吉宗は奈良朝時代のいわゆる「子午造籍」の復興を考えたが、子午の享保5年には準備整わず、翌6年に延期したものといわれている。享保6年6月の布令に「諸国の領地の村々、田畑町歩、郡ごとに書き記し、ならびに百姓町人社人男女僧尼など其の外のものにいたるまでの人数を領内毎に書付けて差し出すように」と。現在の農業センサスと国勢調査とを合わせた調査を行なわれた。享保11年の布令には「このたび田畑町歩書きだしておよばず…人口ばかり書付けて」とあることから、その後は人口調査のみを行なつたと思われる。享保6年の調査は、初めての試みでもあり、必ずしも当年のものでもなくとも、資料があればそれでもよいので、享保6年人口は、同年の全国人口総数とは、厳密にはいわれない。享保11年の布令は、翌年人口調査をしてその結果の報告を命じてより、今後は布令がなくても子年丑年に人別調をなすことを義務は指示している。

人口調べの年は一定しているが、調査月は一定していない。国勢調査のように、調査票を配付して、10月1日午前0時現在の状況により記入し、それを集めて、町村毎に集計する方法ではない。人別に記載ある子午年の村別人口を郡毎に藩毎に集計して藩領内の総人口を集計提出するものであるから、国勢調査でいう常住人口ではなく、本人口に近いものといふことができよう。

調査地域は全国68ヶ国について行なわれたことは、享保11年布令に「（前略）諸国領地の百姓町人社人僧尼等その外の者どもまで残らず本年まで」とあり、別の布令に「諸国人数の儀、御料代官、私領は領主より…書付差出し行事」「朱印地、除地の寺社領人数も諸国人数の内にこり行事」「江戸、駿府、京、大阪…等の町家子免許の場所、ならびに諸国城下町地子免許の人数ももちろん人数にもらさざる事」等より、わかる。伊豆七島とか、交通不便の島々では調査ができなかつたであろう。一般に幕府の布令は、諸大名、旗本に対して発せれるもので

から、皇室御料皇族公郷領の人口まで調査した
どうかは、わからない。

除外された人口

また、身分関係で除外されたものは、武士および家臣に限られているが、皇族公郷も除かれたものと思う。か、この外に当時は一般人から除外されていた一部の人々はどうかつていたろうか。関心では、非人頭車団七やエタ頭に従っていたものたちは除外されたのではあるまいか。

年令によつて調査から除外されたものがあることは、享保6年布令中に「何月改め、何才以上認めと申訳書加える様」とあり、調査の年令は制限なく各藩の自由で、寛延3年、文化元年の規定で男女人数15までの内、領主より相改候条格例を以、改出候に付、年令不同もこれ有り候事とあり、領主の方針で当才から調査しても、幕府に提出する報告には各藩毎にまちまちであつたようである。

人口調査の回数

徳川時代の人口調査は何回実施されたかという点、明確でないが、少なくとも20数回行なわれ、若し元治元年（西紀1864年）（旧幕時代の最後の子午）まで確実に行なわれたとすれば、全部で25回行なわれたことになる。海舟先生は「人口調は享保11年から初めて、元治元年まで、子と午の年にチヤンと規律正しく行なつたが、弘化3年から後になると幕末のアノ騒ぎで、各藩から報告が思うように集らないので、幕府も集計が出来なくて、調査類を積重ねて置く始末であつた。今から考えると集まつた分だけ、何んとかまとめて置けばよかつたと思つている」と話したいといわれている。人口調の第1回は享保6年とも、享保11年ともとれることになる。20数回にわたつて調査された結果は、幕府の用には供せられたであろうが、一般には公表されなかつた。現在に伝つているものは、写本として未刊の偉秘蔵されていた幕府関係の人々の著書等が、明治以後に発見され、研究されて世に出ることになつた。

いまここに、調査時点と調査人口の判明しているもの掲げると、次のとおりとなる。

享保6年（西紀1721）	人口	26,065,422人
享保11年（西紀1726）	人口	26,548,998人
享保17年（西紀1732）	人口	26,921,816人

延享元年（西紀1744）	人口	26,153,450人
寛延3年（西紀1750）	人口	25,917,830人
宝暦6年（西紀1756）	人口	26,061,830人
宝暦12年（西紀1762）	人口	25,921,458人
明和5年（西紀1768）	人口	26,252,057人
安永3年（西紀1774）	人口	25,990,451人
安永9年（西紀1780）	人口	26,010,600人
天明6年（西紀1786）	人口	25,086,466人
寛政4年（西紀1792）	人口	24,891,441人
寛政10年（西紀1798）	人口	25,471,033人
文化元年（西紀1804）	人口	25,621,957人
文政5年（西紀1822）	人口	26,602,110人
文政11年（西紀1828）	人口	27,201,400人
天保5年（西紀1834）	人口	27,063,907人
弘化3年（西紀1866）	人口	26,907,625人

上の人口総数についても学者によつても、資料の出所によつても相違があるし、年代についても異説がある。

私たちは、以上のように前後18回の全国人口を知ることができるが、これは全部の国民をもうらしたものでないことは前に記したとおりであるがそれではどの位の人口が除外されたものであろうか。明治初年調査の族籍別人口中旧幕時代の人口調査から除外されたと思われる華族、士族、卒族エタ、非人等の人数を計算すると262万人程度となるので、これらが全部除外されていたとすれば、旧幕時代の人口は、凡各年の人口調にこれを加算すればよいということになる。この外にも除外されたと思われるものに、武家奉公人および年令関係等のものもあるので300万人以上の人口は除外されているのではないだろうか。従前においては、徳川時代の後半期の人口は2,800万ないし3,000万人程度でないかといわれていた。明治5年正月29日調の人口数は3,311万人となつているが明治5年から16年までの戸籍届出もれば150万人もあり、これを加えると、総人口は3,463万人になる。これと弘化3年の人口とをくらべると約773万人の差がある。弘化3年当時の人口自然増加率を、かりに千人に付4人とすれば、弘化3年の人口は3,150万人、千人に付5人とすれば3,070万人となる。その差は、前者で460万人、後者では380万人の除外された人口があることになる。明治12年1月調の本籍人口と族籍別人口とをくらべてみると、478万人の差がある。この差の

人口は、族籍不明として戸籍に記載されていない人口が478万人あるが、この人口は身分別に除外されたもので、旧幕時代にもほぼ固定的に除外されていた身分の人口と見てもよいであろう。そのような人口は弘化3年当時にどの位あつたであろうか。前記の自然増加率、4%、5%をもつて推定してみると、多くみて180万人少くみると140万人程度になる。

明治12年調の族籍別人口調によると、土族籍183万人うち戸主40万4千人、家族142万9千人となつていたので、旧幕時代の武家は凡そ40万と推定されるが、その家族は弘化3年当時にどの位あつたかを、前記4%、5%の自然増加率で計算すると最大54万人、最少43万人となる。人口調査から除外され武士家族は95万ないし83万人程度であつたろう。

これらを総合してみると、幕末時の日本の総人口は3,000万人をこえていたであろう。戦前の農村では年間1人の保有米量は1石といわれていた。幕末時の全国石高は3,000万石をこえていたのであるから、これからも当時の日本は3,000万人ないし3,200万人の総人口であつたとみてよいと思う。

それでは、人口の増加傾向はどのようになつてゐるか。前述のとおり、全国人口にはぼう大な調査洩れ(除外)人口があるが、同時代の傾向として、世襲的な条件が強かつたことはいなめない事実であつたので、その人口数はおおむね固定されていたものとみてよい。調査の方針、方法も調査ごとと同じであつたとみてよい。

いま知られている前後18回にわたる全国人口をまとめてみると、次表のようになる。

全 国 人 口 の 動 き

年次	西紀	総人口	男	女	1年平均増減	人口千人対1年平均増減	(指数) (享保6=100)	性 地 (男=100)
享保6年	1721	26,065,425	—	—	—	—	100.00	—
11年	1726	26,548,998	—	—	96,715	3.7	101.86	—
17年	1732	26,921,816	14,407,107	12,514,709	62,136	2.3	103.29	86.5
元文3年	1738	—	—	—	—	—	—	—
延享元年	1744	26,153,450	—	—	△ 64,030	△ 2.4	100.34	—
寛延3年	1750	25,917,830	13,818,654	12,099,176	△ 39,270	△ 1.5	99.43	87.5
宝暦6年	1756	26,061,830	13,833,311	12,228,919	24,000	0.9	99.99	88.4
12年	1762	25,921,458	13,785,400	12,136,058	△ 23,695	△ 0.9	99.45	88.0
明和5年	1768	26,252,057	—	—	55,095	2.1	100.72	—
安永3年	1774	25,990,451	—	—	△ 43,601	△ 1.7	99.71	—
9年	1780	26,010,600	—	—	3,358	0.1	99.79	—
天明6年	1786	25,086,466	13,230,656	11,855,810	△ 154,024	△ 5.9	96.24	89.5
寛政4年	1792	24,891,441	—	—	△ 32,504	△ 1.3	95.50	—
10年	1798	25,471,033	—	—	96,599	3.9	97.72	—
文化元年	1804	25,621,957	13,427,149	12,194,708	25,154	1.0	98.30	90.3
7年	1810	—	—	—	—	—	—	—
13年	1816	—	—	—	—	—	—	—
文政5年	1822	26,602,110	—	—	54,453	2.1	102.06	—
11年	1828	27,201,400	14,160,736	13,040,664	99,881	3.8	104.36	92.3
天保5年	1834	27,063,907	14,053,455	13,010,452	△ 22,915	△ 0.9	103.83	92.3
11年	1840	—	—	—	—	—	—	—
弘化3年	1846	26,907,625	13,854,043	13,053,582	△ 13,023	△ 0.5	103.23	94.2
嘉永5年	1852	—	—	—	—	—	—	—
安政5年	1858	—	—	—	—	—	—	—
元治元年	1864	—	—	—	—	—	—	—

この表からみると、前後120年ないし130年の間にほとんど増加のあとのみられなく中期には減少の傾向さえいられる。享保年間には漸増、延享から天明にかけて340年間はほとんど増減なし、天明から文化にかけては減退、寛政年間には全期間を通じて減少、その後少しづつ増加をみ幕末の弘化には減少の傾向をみせている。

以上の数字も6年間隔18年間隔であるので、そのまゝの比較では危険である。増減を1年平均でみると、増の最大10万人、減の最大15万人となり、全期間を通じ停滞していたといつてもよい。享保6年から120年以上もたつている弘化3年の

人口が殆んど同一である。

以上は、享保以降のことであるが、徳川初期における人口はどのような状況にあつたか。全国的な資料はないが、吉宗が享保6年人口調以来諸国人口の増加するのをみ、以前の人口と比較するため、10万石以上大名で徳川当初から80年来所領の変更のなかつた加賀前田、陸奥伊達、薩摩島津、備前池田、伊勢藤堂、阿波蜂須賀、出羽酒井、陸奥丹羽、陸奥南部の外一藩に対し、既存調査の資料の提出を求めたところ9藩より提出があつた。これらから享保以前の人口の傾向を知ることができる。

年	名	加賀国	陸奥国	薩摩国	備前国	伊勢国	阿波国	出羽国	陸奥国	陸奥国
年	名	前田	伊達	島津	池田	藤堂	蜂須賀	酒井	丹羽	南部
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
天文5年	西紀1665	—	—	—	—	252,061	308,880	—	—	—
9年	1669	—	—	—	—	—	—	—	—	245,635
享保3年	1685	—	—	—	185,043	—	—	—	—	—
4年	1686	—	—	—	—	—	—	—	73,351	—
元禄元年	1688	—	—	—	—	—	385,751	—	—	—
3年	1690	—	599,241	—	—	284,126	—	—	—	—
7年	1694	—	—	—	—	—	—	126,383	—	—
11年	1698	—	—	260,961	—	—	—	—	—	—
15年	1702	—	617,323	—	—	—	—	—	76,130	—
16年	1703	—	—	—	—	—	—	—	—	—
享保3年	1706	—	—	—	207,215	—	—	—	—	306,142
5年	1720	551,754	—	—	—	—	—	—	—	—
17年	1732	576,734	647,427	339,955	223,959	287,242	470,512	151,164	70,664	322,109
各調査間の年数		12年	42年	34年	47年	67年	67年	38年	47年	63年
1年間の増減数		2,081	1,147	1,000	828	525	2,412	652	△57	1,214
1年間の千人対増減率		3.77	1.91	3.83	4.47	4.52	7.81	5.17	△7.77	4.93
備考		15才以上	当才以上	当才以上	2才以上	当才以上	2才以上	当才以上	当才以上	当才以上

各藩の人口をみると、例外の一藩を除けば、徳川初期においては多少の増加の傾向にあつたようには見られる。

本庄栄治郎博士はこの傾向について「大体の上からみて人口の増加は察する得べく、その増加率は享保以降よりも大なるものの如く、……時代の進歩の増加率が後時代の増加率より一般に大なるものがあるを認むることができるといつている。その時代に上昇を続けたとしても、農業を唯一の産業とした当時において、近代社会のような人口の増加は期待できない。増加率についても、千人あたり3人〜4人といつたところが妥当なところでは

ないだろうか。

なぜ、このように人口の増加率が低かつたか。享保以後の増減についてみると、農作物の豊凶と一連の関係が見うけられる。結果的には、そうなつてはいるが、これはあくまで実証的のものである。この点について、本庄博士は「戦国争乱のあとをうけて国内を平定し、前後二世紀半にわたつて大平の世を現出したので、戦争は夢物語となり……かくの如きときにあつては人民はその堵に安んじ農工商その業にはげみ、国民の生活安穩となり、人口も増殖せし事疑なきなり。これ……徳川時代の前半において人口増殖概して速かなりし所

以なり」……「然るに産業の発達、人口の増殖は一定の限度に達したる後においては、更に一層の進歩をなすを得ざりし如くである。けだし、国内の状況は大平の余弊に染み、一般に保守退嬰に陥り、奢侈安逸の風次第に行われて農村の疲弊となり、商工業は多く株仲間を組織し、特権を擁してその発達を期し難く、殊に多大の人口を容るべき大工業の如きもの未だ存在せず、国民の生活は次第に困難を加えるに至つた。三代將軍以後対外関係は殆ど鎖国的となり、之によつて国内産業に刺激をあたえ、国民の意気を鼓舞し、若しくは余剰人口を海外に移すの途なかりしをや。国家内外の状況、かくの如くなる以上、一定の限度以上に多大の人口を包容し得ざるは自ら明かであろう。然るにこの一般的傾向に加えて、尚飢饉、疫病等の災厄は頻々としておこり、之がため生命を失いもの少からず、或は租税負担の過重により、又勤儉令の影響により、若くは生活難により種々の形式の下に人口の増加することを避け、殊に墮胎、陰殺の悪風行はれ、此等の所謂積極的阻障と、予防的制限とは、共に人口の増加を妨ぐることに頗る大なるものがあつた。是れ徳川時代後半における人口をして寧ろ静止の状態に存せしめたる所以である」と。

徳川前半期においては、封建制度はまだ十分発展の余地があり、社会経済もそれにつれて発達した。このため人口の保容力を漸増した。後半期には封建社会は一般的には発展をうしない。社会経済上のむじゆんが生じ、人口の保容力の弾性失つた。中期には問屋制家内工業が活動を初め顕著になつた。ついで、市場の拡大で新生産様式として工場制手工業があらわれてきた。この新生産様式による生産力の発展は封建体制とはげしくむじゆんした。領主による農民の離農の禁止と商品生産の抑圧（封建割拠による国内市場の制限、原料の獲得と製品売却の困難等）や鎖国方針による貿易制限は大量生産が困難にし、市場の拡大が不能になり反面この新生産様式の発展は一段と農民の窮乏をはげしくさせた。即ち商品経済の農村進出は富農と貧農の差が発生し、幕府、諸藩の財政難は租税の増徴を農民に強要したため離村続出、人口は減少、耕地は荒廢し、農民生活は崩壊し農民の窮乏と土地の荒廢は凶作の原因ともなり、大飢饉をおこした。（天災地変による凶作ききん 130

回うち大ききん20回におよんだ。封建的領地の獨立割拠と交通通信の未発達は被害を甚大にし、農民の消極的反抗（逃散）や積極的反抗（越訴強訴—江戸時代千数百件）が起り、都市では米価騰貴による生活難から打ちこわし騒動が続出した。このような社会的要因や経済的要因が重なりあつて、人口増加の停頓、減退の状態を現出したものであろう。

国別の人口

享保以後における人口調査は、そのたびに国別集計がなされていたのであるが、これらは現在見逸し、18回分の全国人口の中、国別人口の判明しているものは、次の7回分にすぎない。それは享延3年、宝暦6年、天明6年、文化元年、文政元年、天保5年、弘化3年分がそれである。

国別人口の判明している7回分について、これを地方別に（明治以後一般的使用されている地理的区分により）編成替すると、次のようになる。地方区分

- 1 東地地方（陸奥、出羽の2国、後の磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後の7国）
- 2 関東地方（相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸、上野、下野の8国）
- 3 東海地方（伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆の8国）
- 4 東山地方（美濃、飛騨、信濃、甲斐の4国）
- 5 近畿地方（山城、大和、河内、和泉、美濃、近江、丹波、丹後、但馬、播磨、紀伊、淡路の12国）
- 6 北陸地方（若狭、越前、加賀、能登、越後、佐渡の7国）
- 7 山陰地方（因幡、伯耆、出雲、石見、美濃の5国）
- 8 山陽地方（美作、備前、備中、備後、安芸、周防、長門の7国）
- 9 四国地方（阿波、讃岐、伊予、土佐の4国）
- 10 九州地方（筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向大隅、薩摩、沓岐、対馬の11国）

地方別人口の動き

地方別	全 国	東北地方	関東地方	東海地方	東山地方	近畿地方	北陸地方	山陰地方	山陽地方	四国地方	九州地方
人 口 実 数											
昭和6年	26,065,425	2,840,000	5,123,000	2,327,000	1,598,000	4,670,000	2,155,000	703,000	2,023,000	1,523,000	3,074,000
昭和3年	25,917,830	2,680,389	5,047,356	2,373,803	1,603,262	4,448,801	2,160,541	739,143	2,037,582	1,562,283	3,165,370
昭和6年	26,070,712	3,644,638	4,974,910	2,341,660	1,642,740	4,564,235	2,212,937	768,487	2,073,351	1,607,486	3,213,637
昭和6年	25,086,466	2,368,641	4,375,736	2,307,949	1,663,333	4,420,791	2,108,387	787,647	2,139,958	1,661,501	3,226,255
昭和10年	25,471,033	2,442,000	4,350,000	2,328,000	1,695,000	4,366,000	2,269,000	834,000	2,214,000	1,702,000	3,237,000
昭和17年	25,621,957	2,473,097	4,295,684	2,340,929	1,694,168	4,336,934	2,307,745	844,253	2,223,509	1,760,526	3,299,697
昭和25年	26,602,110	2,559,000	4,242,000	2,499,000	1,758,000	4,484,000	2,593,000	895,000	2,351,000	1,863,000	3,396,000
昭和31年	27,201,400	4,626,021	4,343,872	2,476,024	1,889,418	4,531,450	2,598,219	913,711	2,425,217	1,896,948	3,422,274
昭和35年	27,063,907	2,632,438	4,171,388	2,474,591	1,827,581	4,470,692	2,640,834	933,309	2,464,624	1,932,849	3,449,732
昭和38年	26,907,625	2,520,333	4,438,478	2,482,265	1,774,446	4,366,456	2,534,477	877,994	2,433,799	1,943,146	3,468,045
昭和45年	33,110,825	3,485,935	5,173,959	2,685,141	2,038,457	4,658,247	3,299,551	985,184	2,896,074	2,446,243	4,972,576

人 口 増 減 指 数											
昭和6年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和3年	99.4	94.3	98.5	101.9	100.3	95.2	100.2	105.0	100.6	101.9	102.9
昭和6年	100.0	92.1	97.9	100.6	102.8	97.7	102.6	109.2	102.4	104.9	104.5
昭和6年	96.2	83.3	85.4	99.1	104.0	94.6	97.8	111.9	105.4	108.4	104.9
昭和10年	97.7	86.0	84.9	100.0	106.0	93.5	105.2	118.8	106.7	111.7	105.2
昭和17年	98.3	87.0	83.8	100.5	106.0	92.8	107.0	120.2	109.8	114.9	107.3
昭和25年	102.1	89.0	82.8	107.1	110.0	96.0	111.8	127.2	111.2	122.3	110.4
昭和31年	104.4	92.4	84.7	106.3	118.2	97.0	120.5	129.8	119.8	123.8	111.3
昭和35年	103.8	92.6	81.4	106.3	114.3	95.7	122.5	132.6	121.7	126.1	112.2
昭和38年	103.2	88.7	86.6	106.6	110.1	93.5	117.5	124.8	120.2	126.8	113.7
昭和45年	127.0	122.7	100.9	111.1	127.5	99.7	153.1	140.1	143.2	160.6	161.8

国 別 人 口 の 動 き (関 東 諸 国)

国 別	相模国	武蔵国	安房国	上総国	下総国	常陸国	上野国	下野国	
人 口 実 数									
昭和3年	西紀1750	310,796	1,771,214	158,440	453,460	567,603	655,507	576,075	554,261
昭和6年	1756	305,569	1,774,064	137,565	438,788	565,614	641,580	579,987	535,743
天明6年	1789	279,427	1,626,968	125,052	388,542	483,526	514,519	522,869	434,797
文化元年	1804	278,068	1,654,368	132,993	364,560	478,721	485,445	497,034	404,495
文化11年	1828	289,376	1,717,455	140,830	362,411	497,758	495,859	464,226	375,957
天保5年	1834	294,009	1,714,054	144,581	364,240	402,093	457,321	451,830	342,260
明治3年	1866	303,271	1,777,371	143,500	360,761	525,041	521,777	428,092	378,665
明治5年	1871	356,638	1,943,211	154,683	419,969	645,029	648,674	507,235	498,520

人 口 増 減 指 数									
昭和3年		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
昭和6年		98.32	100.16	86.82	96.76	97.87	97.87	100.68	96.66
天明6年		89.91	91.86	78.93	85.68	85.19	78.49	90.76	78.45
文化元年		89.47	93.40	83.94	80.40	84.34	74.05	86.28	72.98
文化11年		93.11	96.96	88.89	79.92	87.69	75.64	80.58	67.83
天保5年		94.60	96.77	91.25	80.32	70.84	69.76	78.43	61.75
明治3年		97.58	100.35	90.57	79.56	92.50	79.60	74.31	68.32
明治5年		114.75	109.71	97.63	92.61	113.64	98.96	88.05	89.94

上記表によつてみると、明治5年と弘化3年との総人口では、その差約600万人となるが、明治壬申戸籍編制当時には届出洩れが約150万あり、これが就籍して3,480万人となつたのであるからその差は約750万となる。徳川時代の除外数を400万ないし500万とすれば、25年間の自然増加は約300万あつたといふことができる。明治5年と弘化3年の人口とを個々に比較すると、甚だしく増加をみている国もあり、あまり増加をみえない国もある。これは徳川時代の人口調査は不完全であり、故意に多くのものを除外していたと想像できる。

大勢を観察するために、全国を、社会的にも、経済的にもほぼ類型を同じくする明治以後一般に用いられている10地方に区分し、検討することとする。

表上より観察すると、徳川時代の後半においては停滞または減退したと説明したが、むじゆんの点がある。地方別には近畿地方、関東地方および東北地方は明らかに減退または停滞しておる。東海地方は一時減退し後には回復しており、他の6地方は増加の傾向にあつた。全国人口が殆んど増減を示さないのは、日本人口の大きな部分をしめる関東地方、近畿地方の減退が影響されていることに外ならない。また、東北地方の減退は、度々の凶作や飢饉にさいなまれていたので減少はうなづけるが、関東、近畿の両地方は他地方に比較し、地の利にもめぐまれ、商工業も盛んで、都市的形態もそなえ、農業も進歩しており、当時としては近代化されていたと考えられるこの地方が、人口減退を示していることは理解し難い。他の地方にくらべて天災、地変、飢饉、疾病の被害をうけたとも考えられないし、また墮胎、蔭殺の風習が特に盛んになつたとも思われない。天保時代に「人返し」が行われても殆んど同地方の農村に還元されたに違いない。近畿地方の減少は山城、和泉のみであり、関東地方においては8カ国とも毎回減少し、特に上総、下総、常陸、上野、下野5カ国の減少は甚だしい。

関東地方において、甚だしい減少を示したのであるか。現代の都会においては、独身者の増加晩婚の結果出産力の減少により人口自然増加の速度はにぶつているが、徳川時代においては現代程極端に自然増加力が減つたとは考えられない。こ

う考えてみると、原因は人口調査の方法に起因するのではないだろうかと思ふ。

関東、近畿地方にくらべて、社会的にも経済的にも恵まれていない他の地方がいずれも増加しているのはなぜだろう。種々の解釈も成り立つがこれらの地方では、最初の調査には、不完全で漏れも多かつたが、調査を重ねるに従い、正確さが増し脱漏が少なくなつてきたと考えられる。そうすれば、これらの地方も多少の増加はあつたと見て、絶対数が小さいので、全国人口の増加に、著反映しなかつたものであろう。

明治初期の人口調査

明治維新後における統計報告（これは現在の統計調査ではなく業務上作成された統計報告である。）その当時における統計することとは調査されたものを編成することであり、広報することであつた。明治初期の統計調査は官庁的のものとして出発し、調査活動は山積する行政事務と直接結びつき、統計調査として独立的意識をもれていなかった。当時から行なわれているもの主として人口統計であり、産業統計、学事統計類であつた。明治政府の調査活動のうち、特重要なものは次の3つである。一つは明治3年から開始された「府県物産表」、第二に明治4年4月の戸籍法公布にともない翌5年全国一斉になされた「戸口調査」（本籍人口調査）、第三に明治6年7月公布の地租改正条例にもとづく「国土地調査」である。いずれも行政上の緊急必要な施策として、その実態を明らかにするたになされたものであることは疑のないところである。

江戸時代に人口調査が行われたが、それは人口をもう羅したものではないことは前述のとおりである。「戸籍人員ヲ詳ニシテ猥リナラザラルハ政務ノ最モ先ヅ重ンズル所ナリ」として明治4年4月大政官布告「府藩県一般戸籍法」により戸籍制度を制定したときに初まる。この戸口調査は検戸の法とも呼ばれ、明治5年1月（当時まだ大陰暦で、大陽暦では3月8日）現在で各戸主から戸籍の届けをさせ、同月1日から5月10日までの約100日間にわたってこれを一定の区域（現在の市町村の大字当時）ごとに戸長（戸籍調査員）または副戸長が

つた戸籍面と現在人員をいちいち突き合わせ
という方法で行われた。これにもとづいて明治
年人口静態統計が作成されたのである。この
を壬申戸籍と称している。しかし、ここに
までには、次のように何回かの戸籍、人口調
行われた。これは

- 明治2年 戸籍ヲ編成戸住組立ノ事ヲ指示スル
 - 明治2年3月 在東京の浮浪人の処置を布告す
る。
 - 明治2年6月 知藩事に支配地人口戸数を報告
するよう指示する。
 - 明治2年6月 人口戸数を華族、士族、卒、平
民、社務人、僧、尼、穢多、非
人の階級に分けて報告するよう
指示する。
 - 明治3年5月 明治2年6月指示の様式により
石高、戸数、人口総計を洩れな
く調べ、往返の日数を除き、30
日を限り差出す様に指示する。
 - 明治4年3月 地理、戸籍の取調べを府県に指
示する。
- の布告がある。

当時の情勢としては、明治5年8月学制が布告
同年11月の徴兵令が公布されるなど、国民
の戸籍を明らかにしなければならない必要があつ
たのである。前記明治5年以前の布告でもわかる
ように一片の通牒では事が容易にはかどらなかつ

たことを物語っている。明治5年の戸口調査が一
戸毎の点検調査とならざるを得なかつた理由もこ
こにある。この戸籍表の作成によつて以後毎年の
出生、死亡どなの人口移動がわかるようになり、
このときの人口を基準とし、年々の出生死亡と戸
籍の変更届による戸籍加除によりわが国の本籍人
口が算定されることになつた。戸長から報告の戸
籍表は「戸籍人口ヲ詳ニ」する静態統計と「人ノ
生死出入ヲ詳ニスル」動態統計をあわせた内容の
ものであつた。

「戸籍表式」の内容は、男女別静態人口ならび
に出生死亡数のほか、年令人口および「職分表式」
により、官員、兵隊、華族、士族、卒、祠官、僧
侶、農、工、商、雑業等の職業区分により調査が
行なわれるようになって、やや整つた形で人口統
計が作成されるようになった。その後、戸籍表の
様式を「戸籍総計書式」と改め、人口を華族、士
族、卒、旧神官、尼、平民に分け、その男女別、
年令別のほか、「職分表式」を「職分総計書式」
と改め、区分を官員、兵隊、神官、皇学、従者、
英学、支那学兵学、仏学、武術、医術、筆学、美
術、工、農、雑学の別にして調査をしている。前
記の戸籍の区分とはいいながらも族籍の区分であ
つたが、後期の区分では族籍区分と職籍区分とを
ある程度区分して調査している。

その後、戸籍事務は内務省にうつり、同省によ
り明治13年(1880年)明治16年(1883年)明治17

全国戸籍表による人口と推計人口

年	西 歴	調 査 日	本 籍 人 口 (人)			現在公認の推計人口 (千人)			B-A (千人)
			総 数 A	男	女	総数 B	男	女	
明治5年	1872年	1月29日	33,110,825	16,796,158	16,314,667	34,806	17,666	17,140	1,695
6年	1873年	1月1日	33,300,675	16,891,729	16,408,946	34,985	17,755	17,230	1,684
7年	1874年	〃	33,625,678	17,050,521	16,575,157	35,154	17,835	17,319	1,528
8年	1875年	〃	33,997,449	17,250,420	16,747,029	35,316	17,913	17,403	1,319
9年	1876年	〃	34,338,404	17,419,785	16,918,619	35,555	18,030	17,525	1,217
10年	1877年	〃	34,628,328	—	—	35,870	18,187	17,683	1,242
11年	1878年	〃	34,898,540	—	—	36,166	18,327	17,839	1,267
12年	1879年	〃	35,768,584	18,137,670	17,624,539	36,464	18,472	17,992	696
13年	1880年	〃	35,929,060	18,209,890	17,720,170	36,649	18,559	18,090	720
14年	1881年	〃	36,358,994	18,423,274	17,935,720	36,965	18,712	18,253	606
15年	1882年	〃	36,700,118	18,598,998	18,101,120	37,259	18,854	18,405	559
16年	1883年	〃	37,017,302	18,755,242	18,262,060	37,569	19,006	18,563	552

- 1) 本籍人口は帝国統計年鑑より
- 2) 推計人口は内閣統計局「明治5年以降の我國の人口」昭和5年刊より

年（1884年）に人口調査が行なわれた。しかし、これらの調査による人口はすべて戸籍に登録されている人口、本籍人口の調査である。17年1月1日現在の調査では、族籍を華族、士族、平民の3区分とし、その戸主、家族別に男女別人口を調査するとともに、5才階級別人口をも調査している。

とかく取扱いがあいまいだつた出入寄留の取扱を明確にするため、内務省は16年11月、その後19年5月に手続きを改正した。その結果、17年から本籍人口に出寄留、入寄留を差引加除して、年末人口（18年は年首）現住人口を推計している。

明治5年の戸口調査も、それにもとづいて毎年推計した本籍人口の推計も、17年以降の現住人口推計も調査洩れや重複を含むものと推定される。次に掲げる表は、その後各種資料をもとに推計した人口と当時の戸籍表による人口との比較表であるが、これをみても戸籍洩れが多かつたことがうかがわれる。

下表は、就籍洩れ人口を推定する参考のために作成したものであるが、就籍洩れの理由は詳かに出来得ないが、後年まで相当の未就籍があつたことはここからも推察される。

また、帝国統計年鑑（明治19年）の第14表全人員表の注にこの間の事情を次のようにのべている。

「9年、10年、11年の3カ年間ニ於テ増加ノ多キハ沖繩県ノ遺漏就籍者14万余人アリト同年間全国中毎年平均15万余人の就籍アリシニ由ルニシテ此三ヶ年ノミナラズ累年多数ノ就籍者アル概ネ前年又ハ前々年等ノ出生者ニシテ遺漏シタル者ノ籍ニ就キタルナリ蓋シ死亡届ハ遺漏ナカルニシテ雖出生ニ至テハ届出ニ一定ノ期限ナキカニ自カラ遷延スルノ事情アルニ由ルナラン

人口ハ年々戸籍ニ拠リテ調査スル者ナルカニ前年中遺漏就籍者ノ多少に因リテ翌年人口増加割合ニ不同アリ」と

就 籍 洩 れ 人 口 推 定 表

年 次	就籍等の増加人員A	本籍人口と推計人口との差 B	B - A	
明 治 5 年	26,220	1,695	1,669	
6	179,485	1,684	1,505	
7	232,311	1,528	1,296	
8	126,391	1,319	1,193	
9	598,439	3,726	3,128	
10				
11	4,904	696	647	
12		720	571	
13		606	520	
14		559	496	
15		552	446	
16		510	363	
17		—	—	—
18		—	—	—

注 就籍等の増加人員は帝国統計年鑑（明18年）より、本籍人口と推計人口との差は前表より

明治初年当時の茨城県編入府藩県別、身分別人員数

藩 県	華 族	士 族	卒 族	神 職	僧 尼	平 民	エ タ	非 人	死 刑	合 計
貫 谷	16	441	112	12	73	16,862	97	26	—	17,639
河 城	—	—	—	2,378	1,466	275,699	358	1,176	4	281,081
戸 浦	3	1,349	2,682	334	351	75,048	3,677	94	1	83,579
間 岡	10	612	337	66	136	16,989	278	16	2	18,447
館 崎	7	11,026	11,646	2,329	654	254,191	655	717	14	281,239
久 生	5	418	536	456	383	71,821	984	196	2	74,801
筑 戸	7	1,743	2,043	244	219	43,444	85	54	1	47,840
妻 森	10	507	365	139	39	11,204	65	—	—	12,329
倉 倉	3	1,156	148	50	64	11,062	195	86	7	12,771
ケ	11	901	188	123	75	16,715	89	11	—	18,113
久 崎	3	237	76	73	57	9,167	—	36	—	9,649
生 久	4	334	109	34	63	8,456	28	42	—	9,070
筑 生	4	405	—	36	32	8,581	15	19	—	9,092
戸 筑	9	365	320	45	27	5,019	—	—	—	5,785
妻 戸	7	67	30	62	54	5,928	40	—	1	6,189
森 妻	9	354	99	33	102	7,963	240	15	—	8,815
倉 森	—	125	29	1,428	681	14,769	298	346	16	17,692
倉 倉	5	3,020	4,468	214	538	110,482	276	129	18	119,150

佐倉藩のうち現在の東村の大部が明治30年代に茨城に編入された。

明治後期の人口調査

西南戦争後のインフレーションの整理期に入り近代産業が本格的に導入され初めたのは明治15年ごろで、日本の統計も一つの転換期に入った。新しい整備と体系化がはじまる過度期であった。明治14年6月土地調査の完了、15年3月帝国統計年報の刊行、16年2月「戸籍表式」（内務省乙第4号）の改正、17年9月「府県統計書様式」（内務省達乙第36号）の統一などがある。明治21年に内務省は統計調査の重複を調整するため「内務省告示」を定め、人口統計も吸収された。人口統計は人口出入、本籍人種別、本籍生年別等の調査が行なわれている。

ついで、明治31年には新しい「戸籍法」が定められ、人口統計事務は内閣統計局に移され、同局は明治31年内閣訓令第1号「人口統計材料統計取扱手続」を定め、毎5年ごとに人口調査を行うことになり、明治31年（1898年）の日本帝国人口調査および同36年（1903）、同41年（1908年）

大正2年（1913年）、同7年（1918年）に行なわれた日本帝国人口静態調査がそれである。これらは各年末現在で行なわれ、戸籍上に登記された本籍人口の外に現住人口（本籍人口を基礎とし、入寄留者を加え、出寄留をのぞいた人口）をも調査したことが特色である。また、本籍人口は戸籍のものであるから日本人だけであつたが現住人口は寄留者も加えたものであるから日本人であるか否かとをとはずすべてのものをふくんだ人口である。これらの統計は統計の専門官庁である内閣統計局が直接調査を主掌するようになり、従前の統計に比し著しく整備せられてきた。その特色は前記の本籍人口のほか現住人口についても甲種現住人口（前記のもの）と乙種現住人口（甲種現住人口を修正したもの）があり、市町村を通じて本籍人口、出入人口、国籍等を調査したこと、調査結果の表章についても相当詳細になつたことである。

以上の調査は一定の報告様式による第2義的統計調査としての性格をもっているもので、現実から遊離している数字であることはいなまれない。

東京市、神戸市は、明治41年10月、11月に市勢調査をおこない、明治44年に札幌区で区勢調査を行なったが、いずれも従来の現住人口を大幅に下まわる結果となり、市民の不評を買ったといわれるが、一方戸籍を基礎とする人口推計には多くの重複があり、正確な人口をとらえるためには全国的な実地調査の重要性を認識されることとなつた。しかし、国勢調査は多大の経費を必要とし、調査の必要性を政府ならびに国民に認識させることの困難性が国勢調査の実施を大正年代まで延期させる要因となつた。

これよりさき、明治28年（1895年）に国際統計協会から1900年（明治33年）に行なわれる世界各国一斉の世紀センサスの参加について勧誘に接し以来文明国で「国勢調査」を実施しない国はないとPRされ、明治30年以後国勢調査に対する気運が高まつてきた。明治32年（1899年）12月には「国勢調査ニ関スル法律」が公布され、明治38年（1905年）に第1回国勢調査の施行が決められた

が、35年に議会で提案された国勢調査予算案は議院解散のため流れてしまい、事実上無期延期の事となり、明治年間には目の目をみずにしまつた。

明治政府が国勢調査になかなか踏みきれなかつた理由は、不完全にせよ不正確にせよ、戸籍による人口統計が明治5年以来存在するということであつた、その反面、戸籍による人口統計が不正確であるから国勢調査を行う必要がある、人口はあらゆる行政の尺度であり、不正確な尺度ではどうするかという意見があつた。

国勢調査とはいえ、もともと人口調査であり、最初は人口センサス、民勢調査、民勢大調査などという名称で主張されてきたが、国の情勢はこゝ調査で判るといふ語感をもつ国勢調査の方が国民にも一般にもアツピールするし、こういう名前がないと法案の議会通過もむづかしいので、国勢名にかえられ法案が通過したものといわれている。（次号につづく）





マイナス105

近頃町の中をあるいて気がつくことに、年齢は時代とおもわれる人に肥つたからだつきの人がつく。このような中年肥りは、心臓をはじめいろいろな内臓器官に過重な負担をかけることになる。肥れば肥るほど内臓器官はけんめいに活動してはならないので、それだけ疲れがはげしむ。それで毎日新聞紙上に広告のでているサプリメントを補給する新ドリンク剤のご厄介になると。よく「おなかが出てきて、貫録がついた」といわれるが、肥満は健康には大禁物。このような計算方法で、はかってみて体重が1kg以上も重い方は危険信号とみて用心しなければならない。

身長別標準体重

メートル法で計算すれば身長-105以上は危険

ふとっている人に多い病気は心臓病、高血圧、糖尿病などがある。ふとりすぎの高血圧は薬をのんでも血圧はあまりさがらないが、体重を減らすことによつて血圧が下る場合が多

肥満型の人には比較的短命の人が多くと言われる。心臓病、高血圧、肝硬変、糖尿病など中年以後に多く病気にかかりやすいためであろう。死因と年齢との関係を見ると、心臓病の死亡は35歳頃から多くなり、55才以上の年齢になると急激に増える。高血圧症では50才頃から始まり60才65才の年齢になると増加が急。糖尿病については55才から年齢の高まるにつれて増加する。

なぜ肥るのだろうか。摂取したカロリーと使用したカロリーの不均衡からおきるもので、中年になると運動量が減り、カロリーの消費が少なくなる。反対にいろいろと美食したり、酒をのんだりする機会が多くなるのでカロリー蓄えが多くなる。こと酒がメンよりも好きという人たちが

に多量にのむため多量のカロリーの摂取となり、食事の時間が長引くので多量の食物をとるようになるので、酒飲みには肥満型が多いということになる。

このように肥つてくると、身体を動かすことがついおつくりになり、運動不足が肥満に拍車をかけることになる。もちろん、やせるためにはよく運動することであるが、美食しながらではその効果はない。減食と運動この二つが相まって効果があるので、二つがマッチしないとなかなか成功しない。ものの本によると、かなり肥つた人が、かりに1時間走つたとしても、やせる重量はわずかに100グラム程度にすぎないといわれている。

ボクシングの選手などが、試合前の体重検量するときなど、超過体重を減らすために、ムシ風呂などにはいるが、一時的には減量されるが、酒でものめばまた元にもどつてしまう。やせるための薬など新聞にでているが、やはり医師の指導でやらないと危険がともなるのでご用心。

肥つたからだを、標準的な体重にするということは、苦勞が多い。節酒、減食の確実な励行と体操、散歩など適当な運動による外はない。

日本に肥満型の人が多くなつた原因の一つに、生活様式が近代化され、食生活も西欧諸国の食事にだんだん近づいてきている。キーズ博士は、脂肪を食べることは死亡を意味する、という調査結果を発表している。大量の脂肪摂取は動脈硬化をおこし、その死亡率も高い。日本でも都市の食生活は西欧風になり、これが動脈硬化の多くなつた原因の一つともいわれている。古来からの日本食は、米の多量摂取を除いては、理想的なものだと西欧の医学者に認識され初めている。老令になるにつれ、日本食のよい点を十二分に見きわめ、食事からの肥満予防と、適当の運動によるそれで長命したいものだ（統計課課長補佐 大録義行）